

平成28年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年6月27日（月）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎3階 会議室

3. 出席委員 11名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士
委 員	1番	大 津 雄 司
	3番	姫 野 康 二
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子
	10番	小 野 恵美子

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥ 非農地証明の発行について
- ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）
- ⑧ 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）
- ⑨ 下限面積（別段の面積）の設定について

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

7. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 現在10名でございますが、江藤委員さんが少し遅れるとの事でございます。11名中 10名の出席により、会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成28年第6回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。^{おはかり}お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の1名を指名します。
本日の会議録署名委員は、議席番号 5番の高田英委員さんをお願いしたいと思います。
よろしく、お願いします。
次に、採決についてお諮りします。
これから、採決します日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。
農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限^{ぎじさんよせいげん}を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

○日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」
(議案1号～4号 4件)

議長

日程 第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について 議案朗読説明。

議長

議案1号から4号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

○日程 第2 「農地利用集積計画の決定について (貸借権設定)」
(議案5号～7号 3件)

議長

日程 第2 農地利用集積計画の決定について (貸借権設定)、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第2 農地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案5号～7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

議案 第5号について、本日、担当の阿南1地区 三重野祐次推進委員が欠席なので、説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案番号5号ですが、貸付人の方は67とまだ若いのですが、県外に出ておられ、農業の経験があまりございません。今回、お父さん名義のこの土地を耕作する方を探していたところ、64歳で後継者もあり、専業で農業をされております方と話がまとまり、今回の申請になりました。以上です。

議長

質疑を受けます。

（ありません。）

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案 第6号について、担当の阿南1地区 三重野祐次推進委員が欠席なので、説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案6号ですが、この田んぼは、もともと他の方に貸付けて作っていただいていた田んぼですが、その方から断られて新しい作り手を探しておりました。貸付人の方はまだお若いんですが、農業を現時点ではやっていないという方で、借受人の方は、面積的には6反ぐらいですが、農機具等も揃っていると聞いております。

議長

質疑はありませんか。

（ありません。）

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案 第7号について、担当の湯平地区 田中豊己推進委員が欠席なので、説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案番号7番、貸付人の方は83歳の高齢で、農業がちょっと厳しいという状況です。借受人の方は、専業の44,000㎡ほど経営している大型農家で、なんら問題はないかと考えます。以上です。

議長

質疑はありませんか。

11番 大塚弘士委員

いいですか。貸借要件が載ってないのですが、無料ですか。

議 長

使用貸借なので、お金は発生しません。

他にご意見無いですか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

○日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案8号～11号 4件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案 朗読説明。

議案8号～11号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長

議案第8号につきましては、議席番号8番の安部義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部義浩委員

議案番号8番について説明します。現地に行ってみたところ荒れておりました。渡人の方と受人の方は昔からの知り合いということです。受人の方の現在の経営面積も約24,000であり、機械類すべてを持っています。この荒れている田を買って、自分が野菜を植えようということで話が決まったようです。審議の方、よろしくお願い致します。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第9号につきましては、議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

譲り渡し人の方は大工さんで、息子さんも農業をできないので、同じ地区の方に譲渡したとのこと。受人の方は専業農家で、きちっと農業をやっておりますので、問題ありません。

議

長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第10号につきまして、議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

譲り渡し人の方は高齢であり、後継者がいないということで、同じ地区の方に譲り渡したとのことです。受人の方はまだサラリーマンですが、退職後に農業を拡大したいということでございますので、問題ありません。

議

長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第11号につきまして、議席番号7番の二ノ宮政広委員さんより説明をお願いします。

7番 二ノ宮政広委員

渡人の方は高齢ということで、受人の方が地域のこういう田畑等のお世話をしているので、今回届け出がありました。受人の方は40年近く農業に携わっておりまして、機械等を持っていて、地域の農業に積極的な方でしたので、問題ありません。

議

長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第12号 1件)

議

長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案12号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第12号につきましては、私の方から説明致します。字図の1ページ・2ページを見てください。受人の方は萩を植えるそうです。萩は1mちょっとしか伸びないので、周りの方にも影響がないのですが、料亭と契約を頼まれて、萩をお箸にするそうです。ちょうど私が昔に萩でお箸を作っていたのですが、本格的に萩を料亭の人が使ってみたいということで、萩を植えるとのこと。彼は機械を一切持ってないので、こういうことになりました。前は福岡の方に居たんですが、近頃帰ってきて塚原で水の商売をしている状態です。

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第13号～17号 5件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案13号から15号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案16号～17号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第13号につきましては、議席番号8番の安部義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部義浩委員

はい。議案番号13番について説明致します。字図の5ページ・6ページと見てもらいたいのですが、5ページの左上に事務所を設けておりまして、既に225-2は雑種地となっております。下を見て分かる通り、社員の駐車場となっております。企業の車の置き場ということで、周りに全部置いているような状態でありました。車の置き場が無いということで、5条申請が上がっております。審議の方、よろしくお願い致します。

議 長

質疑はありませんか。

5番 高田英委員
(挙手)

議 長
はい。高田委員さんどうぞ。

5番 高田英委員
すいません。車っていうのは、解体する車をここで置いて処理をされるということでしょうか。

8番 安部義浩委員
そうです。

5番 高田英委員
先ほどの事務局さんの説明の中で、隣地同意はありませんていうことを言われたと思うのですが、隣地同意は取らなくていいのでしょうか。

事 務 局
法律上の許可要件的には、隣地同意があってもなくても、許可要件に支障は来さないととなっております。農業委員会で隣地同意をお願いしているのは、極力、隣の方との紛争が無いようにとか、転用することを転用が始まった時点で知る事がないように話をさせていただくということでお願いをしております。隣地の同意が取れない場合は、なぜ取れないかという経緯書を付けていただき、引き続き努力して頂いております。以上です。

5番 高田英委員
経緯書が付いてるということですね。

事 務 局
経緯書が付いてます。

5番 高田英委員
反対される人がいるという話ですか。

事 務 局
隣の農地の所有者の方が、条件等を付けたりしたいという場合もありますし、手放しで良いですよという状態ではない。というかたち。

8番 安部義浩委員
補足しましょうか。6ページの字図を見て頂きたいんですが、申請地262の横、道を隔てまして、266境内となっております。お寺なんです。そのお寺の所有者の方がお寺の坊さんなんですが、寺総代の方が、お寺の横にあんまり車を置かれたら困るということで、企業の方が隣地の同意が欲しいと言ったのですが、取れておりません。廃車する車を山積みにはしないという約束はしてるようです。

5番 高田英委員
先ほど安部委員さんが言われた、225-2が既に雑種地になっているという言い方をされてたんですが、地図上は畑なのですが。

事務局

これはもう許可済みです。地目変更が出来てないという状態です。本当は一度でやればよかったんですが、この筆だけが以前の許可の時に抜けてしまった状況になっております。

議長

高田委員さんいいですか。

5番 高田英委員

当然、企業さんは解体業とか持ってますよね。それは確認済みですよ。

事務局

はい。それは確認しております。

議長

他にご意見はないですか。

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議長

議案第14号につきましては、議席番号8番の安部義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部義浩委員

14について説明致します。字図の7ページ、8ページをご覧ください。8ページを見て分かると思うんですが、申請地の周りは譲受人の土地になっておりまして、なぜかこの3255だけが外れてたということで、この度、受人の方が、渡人の方から買うということで申請がっております。審議の方をお願いします。

議長

質疑はありませんか。

5番 高田英委員

はい。

議長

高田委員さんどうぞ。

5番 高田英委員

すいません。受人の方はなにをやられてる方なんでしょうか。資材がいるとのことですが、業種が全然分からないので。

事務局

外壁工事の一人親方。個人事業者です。

議 長
他にご意見はないですか。
(ありません。)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議 長
議案第15号につきましては、議席番号8番の安部義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部義浩委員

はい。15号について説明致します。場所は、挟間町のクリーニング屋さんがある前です。受人の方は、湯布院の自衛隊に努めておりまして、市営住宅に入っております。家を建てたいということで、資金等は十分に用意しておりました。渡人の方の土地を買うということで、5条申請がっております。審議の方よろしくお願い致します。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議 長
議案第16号につきましては、議席番号1番の天津雄司委員さんより説明をお願いします。

1番 天津雄司委員

説明いたします。地図の14ページをご覧くださいと思います。場所は挟間のホームワイド裏手近くの場所になります。一般住宅の案件です。実行性がある問題ないと考えます。以上です。

議 長
質疑はありませんか。

5番 高田英委員
はい。(挙手)

議 長
高田委員さんどうぞ。

5番 高田英委員
ちょっと確認です。始末書がついておりますけど、実際はもう家が建っているという状況ですか。

事務局
ものは建っておりません。草の管理等と事業の関係で、一時的に物を置く場所としておりまして、コンクリを一部打っている状態です。家は建っておりません。

議 長
高田委員さんいいですか。

5 番 高田英委員
はい。

議 長
ほかにご意見無いですか。
(ありません)
意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議 長
議案第17号につきましては、議席番号1番の大津雄司委員さんより説明をお願いします。

1 番 大津雄司委員
説明いたします。位置図17ページからお願いします。場所は国道と、県道が合流する地点になります。こちらは、分譲住宅の建設案件です。14筆ありまして、宅地36区画建設予定となっております。申請者は建売・分譲を行う資格を有しており、計画も実行性がありますので、問題無しと考えます。以上です。

議 長
質疑はありませんか。

5 番 高田英委員
ちょっと教えてください。

議 長
はい。高田委員さんどうぞ。

5 番 高田英委員
こういう時は連名で申請されるんですか。

事 務 局
ひとつの案件なので連名です。事業を実際にやるところがひとつなので。申請的には一つです。

5 番 高田英委員
当然、宅建業の資格（の証明）は付いてますよね。

事 務 局
証明書のコピーを頂いております。

すいません。いい例だったので、戻ってすみませんが、議案の16号は2筆ありますが、片方はですね、既に受人さんの土地です。要は、4条と5条が混ざった申請という形になります。4条・5条の混ざりはですね、わざわざ2つに分ける必要がないので、5条申請ということで、今回提案させて頂いております。以上です。

議 長
他にご質問ないでしょうか。

5 番 高田英委員
すいません。(挙手)

議 長
どうぞ。

5 番 高田英委員
申し訳ないです。当然、これ開発行為に掛かっていると思うんですけど、並行して進まれているんですね。

事 務 局
開発の方が進みがいい状況で、農転の申請がずいぶん遅れてます。ただ、開発の協議の方が時間がかかりますので、多分許可は同日許可という見込み。

議 長
意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案第18号・19号 2件)

議 長
続きまして、日程第6 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案18号及び19号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長
議案第18号につきましては、議席番号10番の小野恵美子委員さんよりお願いします。

10番 小野恵美子委員
字図の20ページをお願い致します。位置は鬼瀬です。現地に行ってみましたところ、竹などがいっぱい入っておりまして、手が付けられない状態でした。そして、小野の分は、もう本当に雑木・山になっておりましたので、よろしく申し上げます。それと、御主人が農業をできない状態になってから、ずいぶんと手が入ってない状態なので、そのまま森林化してしまったんだと、そういう風な説明を受けております。よろしく申し上げます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

続きまして、議案第19号は、私の担当でございますので、説明します。字図の30ページからみてください。写真が32ページでありますけど。私が記憶している限り、畑には一回も植えたことがありません。どうしてこんなところが畑かなと思うぐらいの所でございます。特に問題はないと思います。

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第7 「農地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」

8件

議 長

続きまして、日程第7 農地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）が8件あります。詳細については農政課の担当が説明致します。

事務局

日程 第7 農地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）提案朗読。
詳しい説明については、農政課の方からいたします。

農政課担当

農政課の担当より説明。

議 長

質疑を受けます。

5番 高田英委員
(挙手)

議 長

高田委員さんどうぞ。

5番 高田英委員

大変いい事ではありますけど、言葉で書かれた議案書だけしかないの、どういう形で集積ができてるのかな。というのが非常に分かりにくいです。はっきり言えば、図面上で、これだけ持ってた人が、一回公社に渡るのは省いていいんですが、こういう農業生産法人がこの部分をやるんだよってというようなものがあれば、非常に良いかなという気が致します。今後できたらそういうものがあるといいなという気がします。これは要望です。

議 長
農政課に要望です。検討して下さい。

農政課担当
分かりました。

議 長
他にご意見ご質問はないでしょうか。
(ありません。)
それでは承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、承認します。

■日程 第8 「農用地利用配分計画について（農地中間管理事業）」

2件

議 長
続きまして、日程第8 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業）、事務局より説明をお願いします。

事務局
日程 第8 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業）提案朗読。

議 長
質疑を受けます。

5番 高田英委員
はい。（挙手）

議 長
高田委員さんどうぞ。

5番 高田英委員
当然、農業生産法人にはこの話は既に了解が出来てるということでよろしいんですよね。

農政課担当者
了解できております。座談会の席で、こういった事業があるんだけども、参加しませんかという風なことで、地区座談会を開催しておりまして、みなさんの総意の下で、是非お願いしますということで行っております。

議 長
他にご意見ご質問ないですか。

4番 坂本成一委員
(挙手)

議 長
はい。坂本委員さんどうぞ。

4番 坂本成一委員

賃貸料が挟間の方は上がってるんですけど、庄内のほうはゼロなんですね。

農政課担当

さいぶの方では賃貸契約はしておりません。挟間の方では、賃貸料を頂いておくようになっておりますので、面積に応じて8,000円10,000円という中で、やっておりますけども、さいぶの方ではそれはございませんので、金銭は発生しておりません。

4番 坂本成一委員

物もないのですか。水田であれば現物支給とか。

農政課担当

玄米で30キロ程度ということになっておりますけども、金銭自体は動いておりませんので。

4番 坂本成一委員

金銭じゃなくて物品の貸借権が発生するのでは。

農政課担当

こちらの書くものではそういったことになっておりませんので。

4番 坂本成一委員

書込みがないのですか。

農政課担当

こういう風な書き方しかありません。利用権の種類で、使用貸借権で、挟間のなかえさんの方ですね、先ほどご審議願った分の所については、使用貸借権のところもありますし、賃借料を頂いてるところもあります。混じっております。

5番 高田英委員

現物でも、賃借にならないのですか。

事務局

使用貸借と書いてる以上、多分現物も考えてない。ただ、農地組合法人さんなんで、農家の方々皆さんが多分法人の会員になってます。配当という形で考えているということも考えられます。要は、土地の貸借自体にお金は設定してないという考え方じゃないですかね。この考え方が意外と多かったです。貸し借り自体は、お金は請求しないが、儲かった中からお金を払うとか。

8番 安部義浩委員

(挙手)

議長

安部委員さんどうぞ。

8番 安部義浩委員

挟間のなかえの方なんですけど、8,000円と10,000円とあるのは、基盤整備してるかなにかで違いがあるのですか。

農政課担当

役員さんが協議されて上で、決められた単価ですので、そこまでは分かりません。

議 長

安部委員さんいいですか。

8番 安部義浩委員

はい。いいです。

議 長

他にご意見ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

○日程9「下限面積の設定について」

議 長

続きまして、日程9 下限面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程9、下限面積の設定について議案朗読説明。

事務局

それでは私（後藤次長）の方から説明いたします。29ページをお開き下さい。下限面積については毎年設定を確認しているところでございますが、先ほどありましたように、農地法では、下限面積を設定できますよということで定められています。ので、今回、下限面積について審議をしていただきたいということで、提案を申し上げます。由布市においては、施工規則の17条第1項というのが、資料の真ん中あたり、ちょっと下にあるんですけど、参考というところにあります。その③にですね、設定しようとしている面積未満の農家の数が、総数の概ね100分の45を下回らないように算定すること、ということが御座いますので、由布市の場合は、センサスの数字で、50アール以上の農家の占有率が82.6%というような形ですので、ここに該当しない。ことでございます。それから、その下の施工規則17条第2項の②を見て頂きたいんですが、下限面積未満の農地を有する者の増加することにより、地域における農業上の効率的・総合的な利用の確保に、支障を生ずるおそれの無い事。ということで、これについても該当しませんので、例年通り、由布市としては、下限面積を50アールということで、設定したいと思っております。

議 長

質疑を受けます。

5番 高田英委員

(挙手)

議 長

高田委員さんどうぞ。

5 番 高田英委員

この規則から言ったらできないということによろしいんですか。つまり、私が良く聞くのは、農地を持ちたい・やりたいんだけど。という人もいるし、田んぼ作って稲つくっても儲からんけん手放したいという人がいっぱいいる中で、50アールという数字が妥当なのかっていったら、考える必要があるかなと思ってたんですけど、規則から言ったらできないということなら、しょうがないことなんで。

議 長

大分市は30アール。

5 番 高田英委員

そうですね。農地を持ちたいという話も結構聞くんですけどね。5反もってという感じでいつも言われるので。

議 長

地域の田んぼの広さとか、農家構成とかによってみんな違うもんね。

5 番 高田英委員

あんまり考える必要が無いということなんですかね。

議 長

ご質問、他にないでしょうか。

(ありません。)

それでは、意見が無いということですので、採決致します。下限面積の変更を行わないことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、下限面積の変更は行わないこととします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。